

令和 7 年度東予東部ものづくり企業人材確保対策事業
(企業と高専生のマッチング支援)
業務企画提案公募実施要領

この要領は、東予東部ものづくり企業人材確保対策協議会（以下「協議会」という。）が業務を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和 7 年度東予東部ものづくり企業人材確保対策事業
(企業と高専生のマッチング支援)

(2) 委託業務の内容

別添仕様書のとおり。

(3) 委託料上限額

1,360 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 スケジュール（予定）

(1) 募集開始	令和 7 年 4 月 23 日（水）
(2) 質問受付期限	令和 7 年 5 月 9 日（金）
(3) 参加申込書受付期限	令和 7 年 5 月 9 日（金）
(4) 質問回答	令和 7 年 5 月 13 日（火）
(5) 企画提案書受付期限	令和 7 年 5 月 26 日（月）
(6) 審査会	令和 7 年 5 月下旬
(7) 結果通知	令和 7 年 5 月下旬

3 プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者にプロポーザルへの参加を認めることとする。

- (1) 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること
- (2) 愛媛県から入札参加資格の停止を受けていないこと
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定のいずれにも該当しないこと
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

4 企画提案募集実施手続

(1) 応募の方法

応募を希望する者は、企画提案参加申込書（様式1）、企画提案書（様式任意）、その他必要書類をそれぞれ提出期限までに協議会（愛媛県東予地方局商工観光課）へ提出すること。企画提案書については、PDF形式でメールでも提出すること。

(2) 企画提案参加申込書（様式1）について

提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時

（電子メール可。ただし、期限までに要必着）

※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

提出先：東予東部ものづくり企業人材確保対策協議会

（東予地方局地域産業振興部商工観光課 内）

住 所：〒793-0042 愛媛県西条市喜多川 796-1

電 話：0897-56-1300（内線462）

FAX：0897-56-1308

e-mail：tou-syoko@pref.ehime.lg.jp

※企画提案参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。

(3) 質問票（様式3）について

提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時

（電子メール可。ただし、期限までに要必着）

※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

提出先：東予東部ものづくり企業人材確保対策協議会

（東予地方局地域産業振興部商工観光課 内）

住 所：〒793-0042 愛媛県西条市喜多川 796-1

電 話：0897-56-1300（内線462）

FAX：0897-56-1308

e-mail：tou-syoko@pref.ehime.lg.jp

そ の 他：質問は、質問票のみで受け付け、応募者全員に電子メールで回答する（令和7年5月13日（火）予定）。なお、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。ただし、書類の具体的な記載内容及び審査内容に関する問い合わせについては、受け付けしない。

(4) 企画提案書について

提出期限：令和7年5月26日（月）午後5時

（郵送又は持参。ただし、期限までに要必着）

※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

提出先：東予東部ものづくり企業人材確保対策協議会

（東予地方局地域産業振興部商工観光課 内）

住所：〒793-0042 愛媛県西条市喜多川 796-1

電話：0897-56-1300（内線 462）

FAX：0897-56-1308

e-mail：tou-syoko@pref.ehime.lg.jp

提案内容：別添「仕様書」及び別添「業務委託先選定基準」に基づいて提案すること。

形式：A4判、横書きとすること（着色可）。任意様式で作成すること。
仕様書に記載のある事項以外で企画提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載すること。

構成：①表紙

②目次

③運營業務に係る具体的な提案

④実施体制

⑤スケジュール

⑥同種の業務実績

⑦経費見積書

※10 ページ以内で作成すること。

※表紙は、宛名「東予東部ものづくり企業人材確保対策協議会会長」、標題「令和7年度東予東部ものづくり企業人材確保事業業務」、提出年月日、会社名（正本のみ押印）を記載すること。

提出書類：企画提案書・・・5部

会社の概要が分かる資料（会社パンフレット等）・・・5部

※企画提案書についてはPDF形式でメールでも提出すること。

その他：本要領に示した参加資格がない者、提出期限に遅れた者及び提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とする。
また、必要書類の提出がない場合は、応募資格がないものとみなす。

5 選定方法

（1）審査方法

選定委員会を開催のうえ、企画提案者から提出された企画提案書等に基づき、審査会の会議の場での企画提案者によるプレゼンテーションにより行う。別添「業務委託先選定基準」点数評価に基づき、総合的な審査を行い、最も優れた提案を行ったと認められる者を最優秀提案者として選定し、その者を契約候補者とする。審査にあたっては、提案内容について聞き取りを行う場合がある。

（2）プレゼンテーション審査方法

①日時（予定）：令和7年5月下旬

- ②場所（予定）：愛媛県東予地方局中会議室
- ③プレゼンテーション参加人数は、1 提案者あたり 3 名までとする。
- ④プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、パソコン等については企画提案者が用意し、事前に「11 問い合わせ先・提出先」まで連絡すること。プロジェクターは愛媛県が用意する。
- ⑤指定時間に 10 分以上遅れた場合、審査対象としない。
- ⑥その他、詳細は別途参加者に通知する。

6 審査結果

選定委員会における審査を経て、文書で企画提案書提出事業者に通知する。
なお、審査結果に関する質問や異議は、一切受け付けない。

7 契約

（１）契約の締結

契約にあたっては、契約候補者の企画提案内容を直ちに採用するものではなく、必要に応じて協議会と契約候補者とで協議を行い、内容の一部を変更した上で、契約用の仕様書をあらためて作成するものとする。その上で、契約用の仕様書に基づいた見積書を契約候補者から徴し、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。また、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

（２）契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

（３）契約保証金

契約保証金は愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

8 公平なプロポーザルの確保

- （１）プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （２）プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- （３）プロポーザル参加者は、委託業務契約候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- （４）プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を協議会と協議しながら進めるものとする。
- (2) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

10 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提案された提案書については、返却しない。
- (3) 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

11 問合せ先・提出先

〒793-0042 愛媛県西条市喜多川 796-1
東予東部ものづくり企業人材確保対策協議会
(東予地方局地域産業振興部商工観光課 内)
電 話 : 0 8 9 7 - 5 6 - 1 3 0 0 (内線 462)
F A X : 0 8 9 7 - 5 6 - 1 3 0 8
e-mail : tou-syoko@pref.ehime.lg.jp